

第4次三島市総合計画

基本構想（案）

○目次

序論

第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 計画の構成と期間	4
第1節 計画の構成	4
第2節 計画の期間	4
第3章 計画の背景～まちづくりの主要課題～	6
第1節 時代の潮流	6
1 人口減少、少子高齢化社会	
2 グローバル化の進行	
3 地球環境問題の深刻化	
4 安全安心な地域社会の構築	
5 地方の自立と地域主権の確立	
6 コミュニティの再生と協働のまちづくり	
第2節 三島市の主要課題	7
第1項 暮らしの安全安心を高める	7
1 市民の健康・医療・福祉施策の充実	
2 安全安心な市民生活の確保	
第2項 地域力発揮の基盤強化	7
1 地場産業の活性化	
2 適切な市街地整備と計画的な土地利用	
第3項 環境、文化のさらなる醸成	8
1 環境教育の推進と暮らしの中での取り組み	
2 生涯にわたるスポーツ・文化・芸術活動の環境整備	
第4項 自治システムの強化	8
1 協働・行財政改革の推進	

第1編 基本構想

第1章 基本構想策定の意義とねらい	10
第1節 基本構想策定の意義	10
第2節 基本構想のねらい	10
第2章 基本構想の期間	10
第3章 目指すべき将来都市像	11
第1節 将来都市像	11
第2節 基本目標	12
第4章 基本指標	13
第1節 将来人口	13
第2節 世帯数	14
第3節 年齢3区分別人口	15
第5章 土地利用	16
第1節 土地利用	16
第2節 概念図	17

第6章 施策の体系	19
第1節 体系図	19
第2節 基本方針	20
第3節 施策の大綱	21
基本方針1 健康・福祉を育むまちづくり	21
基本方針2 安全な暮らしを確保するまちづくり	22
基本方針3 活力ある産業が発達したまちづくり	23
基本方針4 都市機能の整ったまちづくり	24
基本方針5 環境を保全し継承するまちづくり	25
基本方針6 学びと文化を育むまちづくり	25
基本方針7 自治システムの充実したまちづくり	27
第7章 計画の推進のために	29

序 論

第1章 計画策定の趣旨

総合計画は、まちづくりの総合的な計画として、市の計画の中でも最上位に位置付けられ、総合的、計画的な行政運営を進めていく上で、本市のまちづくりの指針となるものです。

このたび策定する第4次三島市総合計画は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの今後10年間のまちづくりの指針を示すものです。

【計画策定の経緯】

本市では、地方自治法に基本構想の策定が義務付けられることとなる以前の昭和42(1967)年に全国に先駆けて、市民参加を取り入れた「三島市総合開発計画」を策定しました。以来、昭和60(1985)年には「新三島市総合計画」、平成13(2001)年に「第3次三島市総合計画」を策定し、計画的なまちづくりを進めてきました。

【近年の社会経済情勢への対応】

近年、環境問題や少子高齢化の進行、国や地方自治体を取り巻く厳しい財政状況など社会経済情勢が変化するなか、我が国では福祉や社会保障、教育、雇用、行財政、金融、企業経営など、多方面においてそれぞれが抱える課題への対応と、これまでの経済、社会を支えてきた様々な仕組みの見直しが進められています。

また、国や県の主導のもとに進められてきた平成の大合併も一区切りとなり、今後は市町間の広域連携に軸足を移すことになりましたが、地域主権の受け皿となり、住民に身近な行政機能を確保するためには、自治体として行財政基盤を高め、自らの判断と責任において対応していくことが求められています。

【第4次三島市総合計画の策定】

このような近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、今後10年間に想定される新たな課題に的確に対応していくため、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく指針として、第4次三島市総合計画を策定します。

本計画は、本市が目指す将来都市像を示すとともに、市民、NPO、事業者と行政がお互いの責任と役割を明確にし、協働の精神を十分に発揮して互いに協力しながら将来都市像を実現していくための計画です。

第2章 計画の構成と期間

第1節 計画の構成

第4次三島市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されています。

【基本構想】

基本構想は、本市が目指す「将来都市像」を描き、その将来都市像を実現するための「施策の大綱」を明らかにするとともに、大綱に沿って施策を推進していくための基本的な考え方や推進方策を示したものです。

また、基本構想は、基本計画、実施計画の基礎となるもので、すなわち、市が進めるまちづくりの哲学です。

【基本計画】

基本計画は、基本構想で示した「将来都市像」や「施策の大綱」に基づき、それらを実現するために必要となる具体的な施策を分野ごとに示したものです。

また、施策の目的を明確にするとともに、到達状況をわかりやすくするため、期間を明記した目標(指標)の設定や、より効果的な推進を図るための「市民・事業者との協働」のあり方などを併せて示しています。

【実施計画】

実施計画は、財政の状況や国・県の施策の動向、協働の取り組み状況などを考慮しながら、基本計画で示した施策のプライオリティ(優先順位)を決め、実効性を担保し、具体的な実施期間、事業量、事業費などを示したものです。なお、この計画は別に策定します。

第2節 計画の期間

計画の期間は、それぞれ次のとおりです。

【基本構想】

平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間

【基本計画】

前期：平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間

(後期：平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間)

【実施計画】

3年間を単位とし、毎年見直し作業を行う。

《総合計画の構成とそれぞれの期間》

平成 西暦	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	(年度)
基本構想	平成 23 年度 (2011 年度) ~平成 32 年度 (2020 年度)										
基本計画	前期 (平成 23~27 年度)					後期 (平成 28~32 年度)					
実施計画	平成 23~25 年度										
	平成 24~26 年度		←<毎年度のローリング>								
	平成 25~27 年度										

第3章 計画の背景～まちづくりの主要課題～

第1節 時代の潮流

1 人口減少、少子高齢化社会

世界の人口が増加傾向にある中で、我が国の人口は平成16年をピークに自然減に転じています。一方、高齢化率は世界でも例を見ない早いスピードで進行しています。人口減少と少子高齢化に伴う社会構造の変化は、労働力不足など、生活に与える影響は大きく、次世代育成支援や高齢者支援体制の制度の充実と、保険や医療、年金制度を支える仕組みなど、安心して暮らせる新たな社会・経済システムの構築が求められています。

2 グローバル化の進行

近年、情報通信技術等の進歩により、世界は経済のグローバル化が進み、人・もの・情報等の大交流時代を迎えています。世界経済はBRICs*など新興国の成長がめざましい一方で、わが国の経済は世界同時不況の影響を受け低迷を続けています。今後、世界経済の動向、国際社会との関わりを強く意識することが重要であり、産業経済面や、雇用と人材の確保、観光客や留学生の受け入れなど、諸政策を展開するとともに、政治・経済・宗教・言語等を認識しあう多文化共生の時代に入ってきます。

*BRICs: 経済発展が著しいブラジル (Brazil)、ロシア (Russia)、インド (India)、中国 (China) の頭文字を合わせた4ヶ国の総称。

3 地球環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化し、地球温暖化防止対策に対して世界的な取り組みが求められています。日本は温室効果ガス排出25%削減を世界に向け宣言しています。今後、経済の発展と地球環境の保全、両方の目的を達成するためには、環境負荷の少ないライフスタイルや産業活動への転換、新エネルギーの導入や省資源・省エネルギー活動の推進など、低炭素社会の実現、資源循環型社会の構築に向けた幅広い取り組みが必要となります。

4 安全安心な地域社会の構築

世界各地において巨大地震や風水害、新たな感染症など大規模な災害が頻発しています。身近な生活の中でも、これまでの常識であった「食や情報などへの信頼」が崩壊してきています。

地震や風水害への対策を根本的に見直すとともに、犯罪やテロ行為、自然災害対策など、危機管理体制の強化と災害に強い都市づくり、誰もが安全に安心して暮らせる社会の再構築が求められています。

5 地方の自立と地域主権の確立

平成12年の地方分権一括法や、三位一体の改革*により地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しました。国への依存体質から脱却し、「地域主権」の確立に向け、権限移譲により自らの責任で住民ニーズや地域特性を生かした施策の立案、取り組みが求められています。

自主財源の確保、歳出削減、選択と集中など、効率的な都市経営を進め、地方自治体として安定した行財政運営と財政基盤の確立、新しい行政運営への取り組みが必要となります。

*三位一体の改革: 国庫補助負担金の廃止や縮減、地方交付税の見直し、国から地方への税源

移譲の3つを一括して行い、地方分権、国・地方の財政再建を進めようとした改革（平成16(2003)年度から18(2006)年度の3年間実施）。ただし、地方交付税の削減額は国から地方への税源移譲を上回り、国の財政再建が優先された。

6 コミュニティの再生と協働のまちづくり

従来の地縁型コミュニティ活動への参加者が減少の傾向にある中で、個人の生き方、価値観の多様化により、経済的豊かさだけでなく精神的な豊かさを求める、テーマ型のボランティア活動への社会参加など、市民意識が変化してきています。地方自治体が、住民自治の原点に立ち、本来の機能を発揮するためには、市民との信頼関係の醸成と、協働のまちづくりに向けた市民参加方式、コミュニティの再生を図るなど、これからの時代にふさわしい新たな自治システムを構築することが不可欠となっています。

第2節 三島市の主要課題

第1項 暮らしの安全安心を高める

1 市民の健康・医療・福祉施策の充実

本市においても、出生率の低下、少子高齢化が進み、本格的な超高齢社会を迎えます。

このため、生涯にわたる健康づくりや福祉・医療体制の充実、地域住民が互いに支え合い、助け合う包括的なケアシステムを整備することが大切です。

地域で安心して子どもを育てることができ、また、子育てをしながら働く女性の就労支援等、次世代育成支援策や健やかな子どもの成長を育む食育活動の推進、高齢者や障害者対策として、雇用、生きがいづくりなどの環境整備を進める必要があります。

2 安全安心な市民生活の確保

本市においても、市民生活や行政運営に重大な支障をもたらす事態に備え、危機管理指針を定め、組織的に対応するための危機管理体制の強化に努めています。

市民の防災意識を高め災害に強いまちづくり、道路・河川改修等による減災対策を進めていく必要があります。

また、事故や犯罪、消費生活上のトラブルへの対応など、地域ぐるみの交通安全や防犯活動の推進、市民相談を充実していく必要があります。

さらに、多様化・大規模化する災害や事故などの緊急事態に的確に対応するため、消防・救急体制の充実強化・高度化への取り組みが求められています。

第2項 地域力発揮の基盤強化

1 地場産業の活性化

本市においても、近年の深刻な経済不況は、雇用の不安や所得水準の下落などを引き起こし、市民生活への不安、中小企業・農業経営の不安、市街地の活力の低下など多くの問題を生んでいます。

このため、本市の恵まれた気候や自然、交通環境の優位性を生かしながら、中心市街地の活性化に向けた個店の魅力が引き出された商店街づくり、観光や農業を振興していくことが重要です。

また、既存企業の支援や新たな企業の誘致、更に、ファルマバレープロジェクトによる県東部地域への医療・健康産業の集積等、地域産業の活性化が望まれます。

2 適切な市街地整備と計画的な土地利用

本市では、鉄道網の拠点となる新幹線三島駅に加え、東駿河湾環状道路が一部供用されるなど、県東部地域における交通の要衝として重要性が増していますが、依然、市内では交通混雑が続いています。

このため、東駿河湾環状道路の早期全面開通、地域の生活道路の整備、広域幹線道路のネットワーク化が求められています。

また、計画的な土地利用を進めるとともに、三島駅北口に続き、南口に周辺再開発、南北の交流のための施設を含めた三島駅周辺の整備など、地域の活性化につながる都市基盤の確立、景観やユニバーサルデザインに配慮した快適な都市機能の整備が求められています。

第3項 環境、文化のさらなる醸成

1 環境教育の推進と暮らしの中での取り組み

本市では、市民、NPO、事業者と行政が一体となって環境先進都市づくりを進め、高い評価とともに数々の表彰を受けるなど、県内はもとより国内でも先進的な実績を上げてきました。

緑豊かな自然や歴史、文化など、本市の良好な環境を未来に継承していくためには、地球温暖化や生物多様性に対して、暮らし全般にわたる環境問題として取り組むことが求められています。

三島ならではの環境を守り育てる仕組みづくりや環境教育、環境保全活動を一層推進するため、活動拠点となるエコセンターの活用、市民、NPO、事業者と行政が互いに役割を分担し、多様な取り組みを効果的な連携により進めることが重要です。

2 生涯にわたるスポーツ・文化・芸術活動の環境整備

本市では、子どもから大人まで、生涯にわたってスポーツや文化・芸術活動、生涯学習に親しむことができる環境の整備に努めてきました。

今後、企業や大学、関係団体等との連携を深めながら、学習機会の提供や文化活動の支援、文化財の保存や展示、交流の場の創出など、さらに多くの市民の多様な活動に寄与できる環境づくりが必要です。

また、学校教育においては、子どもたちの教育環境の整備はもとより、幼稚園、小中学校と家庭や地域との連携を深め、豊かな感性と確かな学力を持ち、心身ともに健康な子どもを育成していくことが重要です。

第4項 自治システムの強化

1 協働・行財政改革の推進

国・県からの権限移譲など、地域主権改革の推進に伴い、地方自治体としての自立と独自性が求められています。

本市においても、これまで行財政改革に取り組むとともに、市民、NPO、事業者などと幅広い協働の取り組みを進めてきました。

厳しい財政状況の中、多様な行政課題と市民ニーズに対応し、市民の利便性を向上させるため、ワンストップサービスや徹底した行財政改革を進めるなど、健全な都市の経

営に努めていく必要があります。

また、わかりやすい行政情報の提供、情報公開や施策の説明責任を適切に果たしていくことなど、市民との情報の共有、役割分担を明確にすることで、相互に補完、協力し合う協働の取り組みを全市的な活動に繋げていく仕組みの構築が必要です。

第1編 基本構想

第1章 基本構想策定の意義とねらい

第1節 基本構想策定の意義

地球環境問題、世界同時不況、人口減少などにより、我が国の社会経済情勢は予測不可能なほど急速に変化しています。

このような時代の潮流を的確に捉え、福祉、社会保障、環境保全、教育、雇用、産業振興、社会資本整備などの行政課題に対応し、安全で住みよい地域社会を構築していくためには、目指すべき本市の将来の姿やまちづくりの基本方針を明らかにしなければなりません。

第4次三島市総合計画における基本構想は、将来都市像や施策の大綱を示すことにより、市民、NPO、事業者、そして行政が協働により、新たな10年間のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものです。

第2節 基本構想のねらい

基本構想は、次の4つのねらいをもって策定します。

- (1) 将来都市像を明確にし実現するための施策を体系的に示す
本市におけるまちづくりの課題に総合的に対応し、市民と行政が共有できる10年後の将来都市像を明確にし、その実現のために進むべき基本的なまちづくりの指針を示します。
- (2) 市民、NPO、事業者と行政による協働のガイドラインとする
市民、NPO、事業者と行政がそれぞれの役割を担って、協働により進めるまちづくりの考え方を示します。
- (3) 構想の実現を適切に誘導する
将来都市像を実現する手段となる施策の大綱を明確にすることで、計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）のサイクルで、継続的に改善する行政運営を進めるための基礎とします。
- (4) 個性や地域力を生かしたまちづくりを可能とする
本市の歴史、文化などの個性や立地条件、地域資源などの地域力を生かし、市民の知恵と工夫による「三島らしさ」を創出する方策を示します。

第2章 基本構想の期間

この基本構想は、平成32(2020)年度を目標年度とし、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間を構想期間とします。

第3章 目指すべき将来都市像

第1節 将来都市像

第4次三島市総合計画における将来都市像を次のように定めます。

これは、まちづくりの課題や市民ニーズを的確にとらえ、すべての市民が安心できる、安全で住みよい地域社会を構築し、活力ある豊かな暮らしを実現するため、市民と行政が一体となって進めていく今後10年間のまちづくりの目標となるものです。

<将来都市像>

せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島

～環境と食を大切に～

「せせらぎと緑」という言葉には、

本市の魅力であり象徴である湧水のせせらぎと豊かな緑などの恵まれた自然が生かされたまちを目指す という意味が込められています。

「元気あふれる」という言葉には、

活力と賑わいがあり、若さと元気にあふれ、市民の笑顔が絶えないまちを目指す という意味が込められています。

「協働のまち」という言葉には、

市民・NPO・事業者と行政との従来型の「協働」に、若い人たちの柔軟な発想や情熱、行動が加わり、新たな協働の取り組みが市民生活の向上に生かされたまちを目指す という意味が込められています。

「環境と食を大切に」という言葉には、

良好な環境を将来の世代に継承するとともに、命の源であり、人が生きていくために欠かせることができない「食」を大切にすることで、市民が健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく という意味が込められています。

第2節 基本目標

将来都市像を実現するためのまちづくりの基本目標を、次のように定めます。

1 安全・安心に暮らせるまち

市民の生命・身体・財産を守る防災、防犯を強化し、食育の推進、福祉の充実に取り組むことで、誰もが健康でいきいきと互いに助け合いながら安全と安心を感じて暮らすことができるまちを目指します。

2 活力のある住みやすいまち

地域の特性を生かした産業の振興と、快適な都市機能の整備により、にぎわいと活力のある住みやすいまちを目指します。

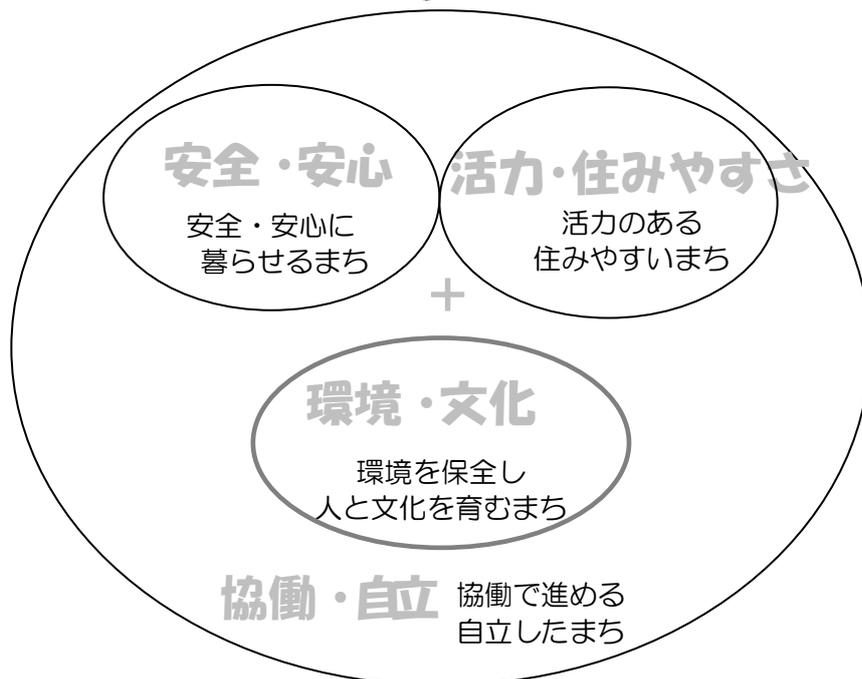
3 環境を保全し人と文化を育むまち

清らかな湧水と豊かな緑、先人から受け継いだ歴史、文化を未来に継承し、次世代を担う若者の豊かな心と創造性を育み、誰もがやすらぎとうるおいを享受できる環境と文化のまちを目指します。

4 協働で進める自立したまち

時代を見据えた健全な行財政の基盤が確立し、効率的で良質な市民サービスの向上が図られた、協働で進める自立したまちを目指します。

せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島
～環境と食を大切に～



第4章 基本指標

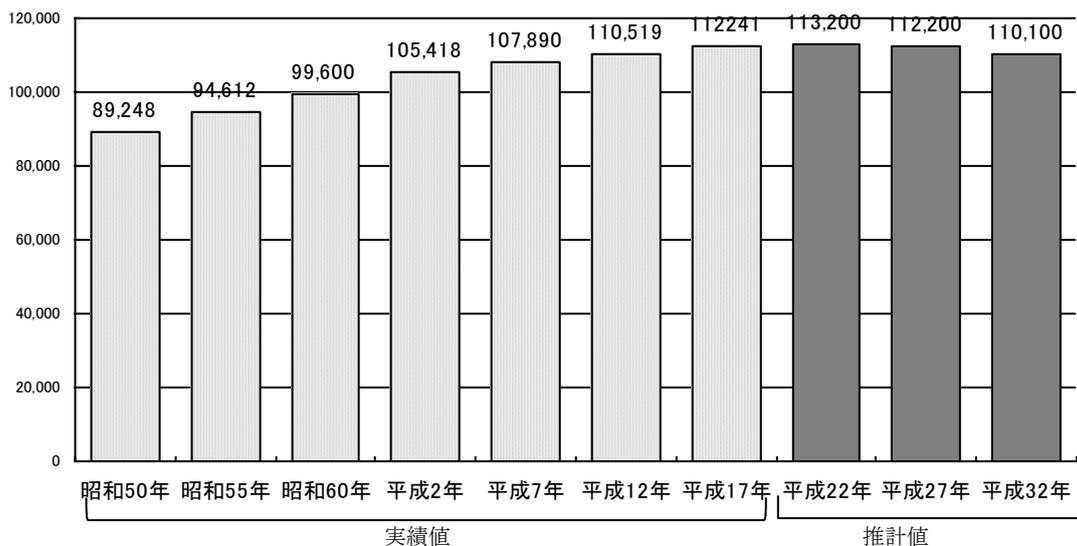
第1節 将来人口

本市の総人口は、全国一斉に実施されている国勢調査の結果を基に推計すると、平成 27 (2015) 年には 112,200 人、平成 32(2020)年には 110,100 人になることが見込まれます。

なお、住民基本台帳法や外国人登録法に基づく在住人口は、平成 17 年 12 月末をピークとし、平成 20 年 9 月以降は緩やかな減少傾向を続けています。

単位：人						
	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年
総人口	107,890	110,519	112,241	113,200	112,200	110,100

図 総人口の推移と予測



*昭和 50 年から平成 17 年は実績値(国勢調査)

※ 推計にあたっては、人口推計の一般的な手法であるコーホート要因法を用いて客観的に今後の見込みを推計しました。したがって、今後の政策的な取り組みや特定の住宅団地の開発等による人口の変動要因を考慮した目標人口ではありません。

注)コーホート要因法…年齢階層別男女別の人口を、人口の将来自然増減要因(出生、死亡)と将来社会増減要因(転入・転出)とに分けて推計する方法

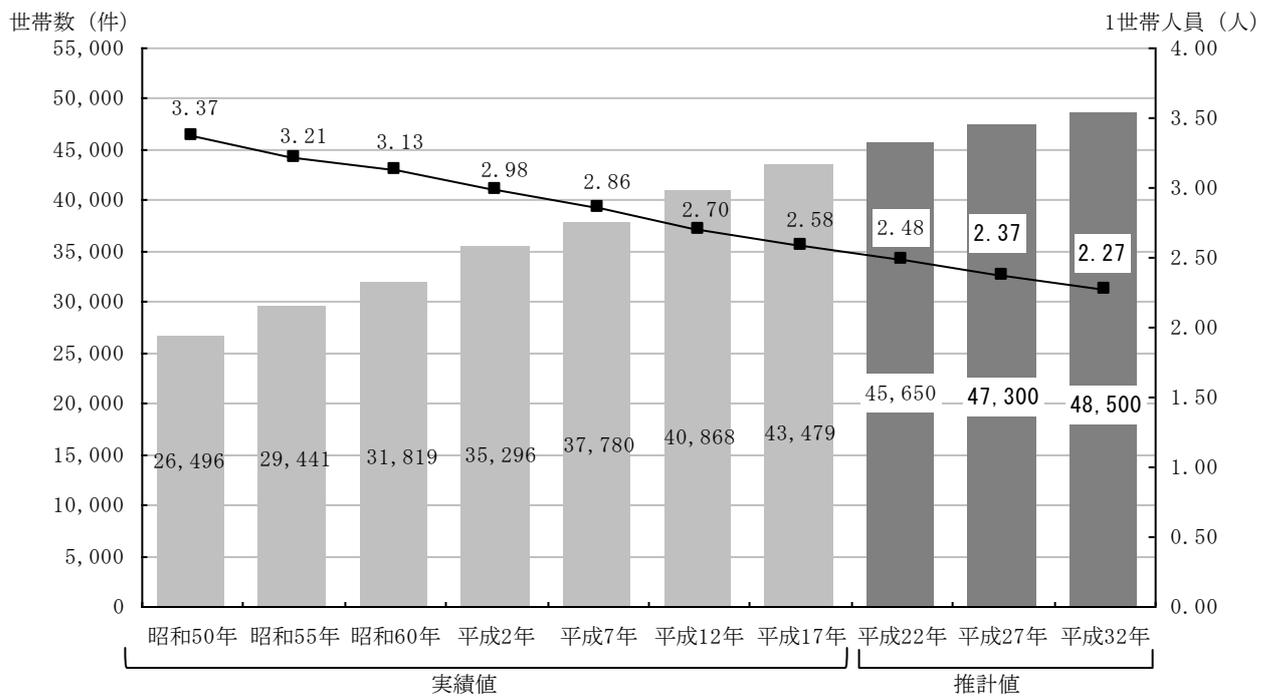
第2節 世帯数

本市の世帯数は、これまでと同様、核家族化や世帯分離等が進み、増加傾向を続けるものと予測されます。

平成27(2015)年には47,300世帯、平成32(2020)年には48,500世帯になることが見込まれます。一方、1世帯当たりの平均人員は減少傾向が続くものと予測されます。

単位：世帯、人						
	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年
世帯数	37,780	40,868	43,479	45,650	47,300	48,500
平均 世帯人員	2.86	2.70	2.58	2.48	2.37	2.27

図 世帯数、1世帯あたり人員の推移と予測



*昭和50年から平成17年は実績値(国勢調査)

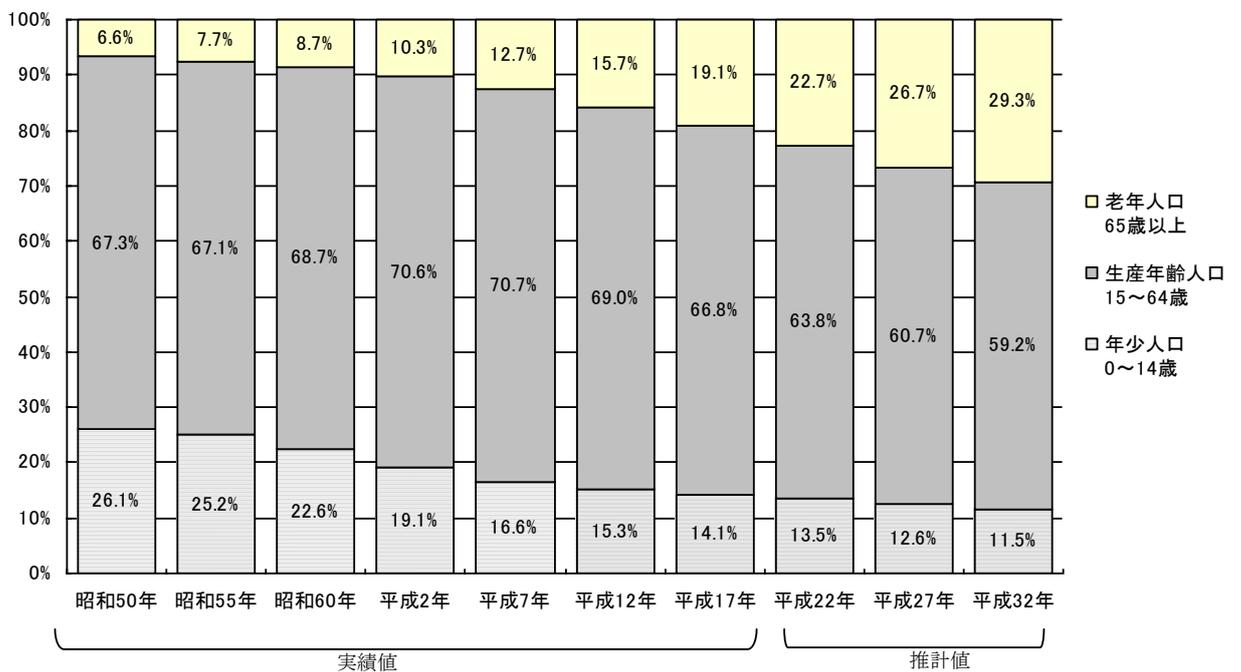
第3節 年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口は、引き続き少子化と高齢化が進み、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15～64歳)は減少、一方、老年人口(65歳以上)は増加を続け、老年人口の割合(高齢化率)は、平成27(2015)年に26.7%、平成32(2020)年には29.3%に達するものと予測されます。

単位：人

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年
老年人口 65歳以上	13,702 12.7%	17,384 15.7%	21,432 19.1%	25,750 22.7%	30,000 26.7%	32,200 29.3%
生産年齢人口 15～64歳	76,307 70.7%	76,270 69.0%	74,924 66.8%	72,200 63.8%	68,100 60.7%	65,200 59.2%
年少人口 0～14歳	17,881 16.6%	16,865 15.3%	15,885 14.1%	15,250 13.5%	14,100 12.6%	12,700 11.5%
合計	107,890 100.0%	110,519 100.0%	112,241 100.0%	113,200 100.0%	112,200 100.0%	110,100 100.0%

図 年齢3区分別人口割合の推移と予測



*昭和50年から平成17年は実績値(国勢調査)

第5章 土地利用

第1節 土地利用

限られた資源である土地利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的条件や歴史的背景などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、地域活性化につながるよう、長期的な展望のもとに、計画的かつ総合的に進めなければなりません。

このため、予想される公共施設の用地や企業誘致のための産業用地の確保、さらには、環境保全のための自然地の保全に努め、地域の特性を踏まえつつ、土地の有効利用を促進することを基本に、次の点に留意して環境先進都市としての秩序ある土地利用を推進していくものとします。

○ 広域拠点都市としての機能の充実

新たに整備された広域幹線道路の機能を生かし、土地の効率的利用、都市機能の集積、質の高い空間づくりなど、広域拠点都市としての機能の充実に努めます。

○ 安全・安心の機能の確保と地域性への配慮

災害に強い都市基盤やユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備を図り、誰もが快適で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、これまで培ってきた文化、歴史などの地域資源を生かした魅力ある土地利用を進めます。

○ 自然的土地利用と都市的土地利用との共生

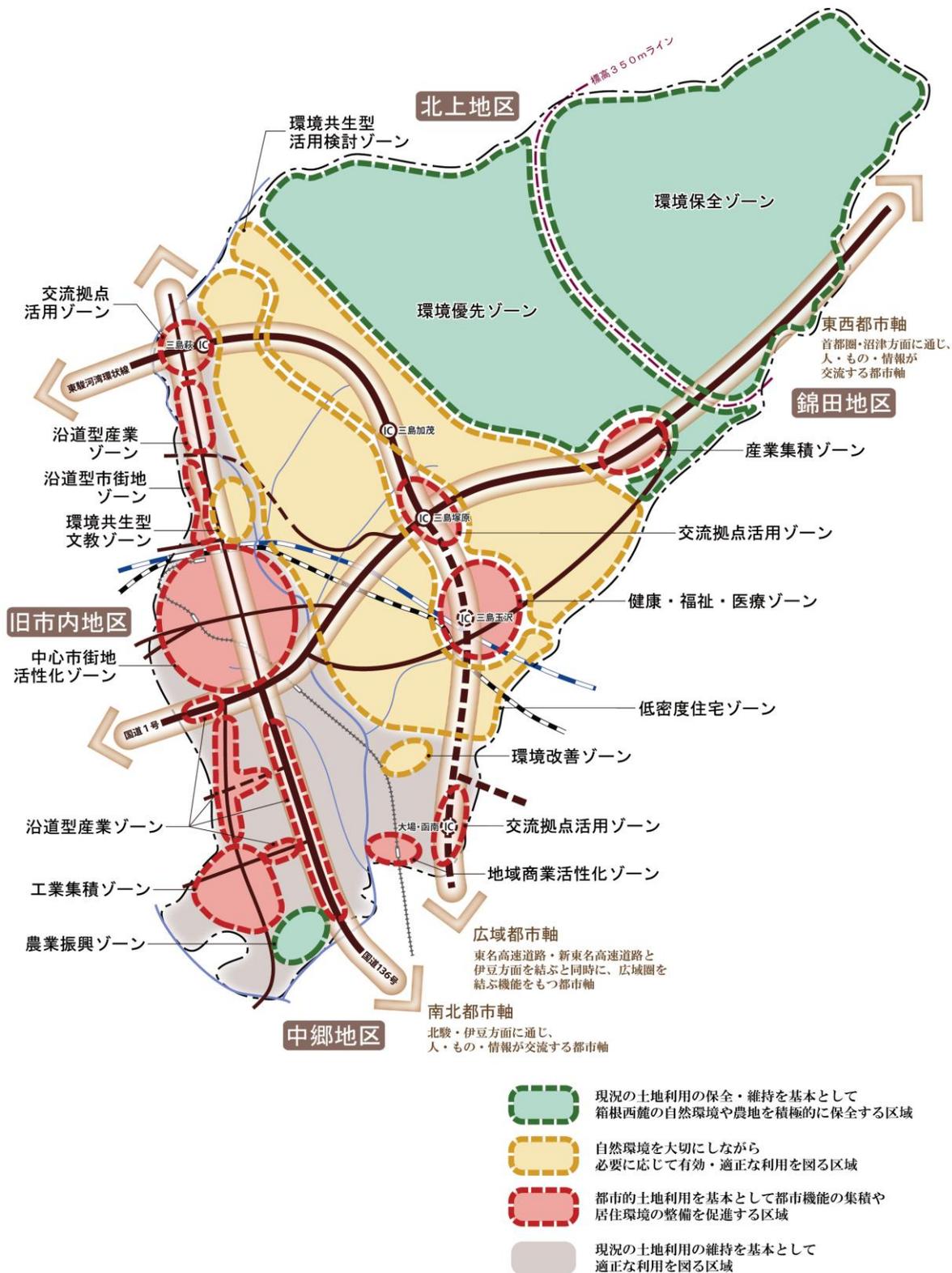
優れた箱根西麓の森林や農地などの自然的土地利用と、住居、商業、工業やこれを支える道路などにより構成される都市的土地利用が共生し、相互に機能を発揮できるような土地利用を推進していきます。

○ 市民参加による適切なプロセスの導入

良好な市街地の環境を形成するための活動や環境保全・環境美化活動など、質の高い、秩序ある土地利用に市民の理解と協力が得られるよう、啓発活動を推進していきます。

第2節 概念図

概念図は、目指す将来の姿をあらわしたものです。3つの都市軸を示すとともに、本市の土地利用の特性を踏まえ、15のゾーンに区分しています。各ゾーンの特性を生かすとともに、均衡のとれた計画的な土地利用を進めます。



土地利用のゾーン

概念図のゾーンに示す土地利用の方向性は、次のとおりです。

1 環境保全ゾーン

箱根西麓の自然環境を保全していく区域

2 環境優先ゾーン

箱根西麓の自然環境と調和した土地利用を促進する区域

3 農業振興ゾーン

農業基盤の整備、優良農地の確保を図る区域

4 環境共生型活用検討ゾーン

森林・農地などを保全するとともに、アクセスの優位性を生かした土地利用を検討する区域

5 環境共生型文教ゾーン

落ちついた緑豊かな文教地区としての魅力を高める区域

6 環境改善ゾーン

現在の環境を改善していく区域

7 低密度住宅ゾーン

低密度の住宅環境を維持・保全し、良好な景観を保つ区域

8 中心市街地活性化ゾーン

市街地の再開発、商業・業務施設を集積する区域

9 沿道型市街地ゾーン

官公庁の集積した高次都市機能*を形成する区域

10 沿道型産業ゾーン

交通の利便性を生かした沿道サービス施設、流通業務施設などを誘導する区域

11 地域商業活性化ゾーン

駅前の商業地区として活性化を図る区域

12 交流拠点活用ゾーン

インターチェンジと周辺との調和を図りながら商業・流通業務施設など、地域の実情にあった施設を整備する区域

13 健康・福祉・医療ゾーン

交通の利便性を生かし、健康・福祉・医療施設などを集積する区域

14 産業集積ゾーン

流通業務施設、研究施設、工場などを誘致する区域

15 工業集積ゾーン

既存の居住環境と調和を図りながら工場などを集積する区域

*高次都市機能：業務、商業、居住、交通、行政、教育等、都市の持つ様々な働きやサービスを、日常生活を営む圏域を越え、広範な地域の多くの人々に提供できる機能のこと。

第6章 施策の体系

第1節 体系図

将来都市像を実現するために、4つの基本目標、7つの基本方針と51の施策名を次に示します。

	基本目標	基本方針	施策名	施策項目	
将来都市像「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島」 環境と食を大切に	I 安全・安心に暮らせるまち	1 健康・福祉を育むまちづくり	1 地域が支える福祉活動の推進	地域福祉	
			2 安心できる医療体制の確保	地域医療	
			3 生涯を通じた健康づくりの推進	健康	
			4 健全な心身を育む食育活動の推進	食育	
			5 子どもを産み育てやすい環境の整備	子育て	
			6 高齢者の生きがいと自立の支援	高齢者福祉	
			7 障害のある人を支える環境の充実	障害者福祉	
			8 暮らしを守る保険・生活保障制度の運用	国保・年金	
		2 安全な暮らしを確保するまちづくり	9 危機管理体制の強化	危機管理体制	
			10 地震・水害対策の強化	地震・水害対策	
			11 消防・救急体制の強化	消防・救急	
			12 交通安全の推進	交通安全	
			13 犯罪防止活動の推進	防犯	
			14 賢い消費者の育成	消費生活	
	II 活力のある住みやすいまち	3 活力ある産業が発達したまちづくり	15 にぎわいある商業・商店街の振興	商業・商店街	
			16 魅力ある観光の推進	観光	
			17 特色ある特産品の創出と活用	特産品	
			18 地域の特性を生かした農業の振興	農業	
			19 活力ある工業振興と新産業の創出	工業・新産業	
			20 企業誘致の推進	企業誘致	
			21 良好な就労環境と雇用の確保	経営・勤労者支援	
			4 都市機能の整ったまちづくり	22 秩序ある計画的な土地利用の推進	土地利用
				23 快適な市街地の形成	市街地整備
				24 安全で円滑な道路網の整備	道路
			III 環境を保全し人と文化を育むまち	5 環境を保全し継承するまちづくり	25 利用しやすい公共交通の充実
		26 良質な住環境の形成			住環境
		27 おいしい水道水の安定供給			上水道
		28 美しい景観の保全と形成			景観
	29 地球温暖化防止活動の推進	地球環境			
	30 自然環境に配慮した生活環境の保全	生活環境・自然環境			
	31 循環型社会の形成	ごみ・リサイクル			
	32 健全な森林・水資源の保全	森林・水資源			
	6 学びと文化を育むまちづくり	33 緑と水辺空間の保全と創出		緑・水辺空間	
		34 生活排水処理の推進		生活排水	
		35 豊かな人間性と確かな学力の向上		幼稚園・小中学校教育	
		36 青少年の健全育成の推進		青少年	
		37 生きがいとなる生涯学習の推進		生涯学習	
		38 知識と情報の拠点としての図書館の充実		図書館	
	IV 協働で進める自立したまち	7 自治システムの充実したまちづくり	39 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進	スポーツ・レクリエーション	
			40 郷土資源の継承と文化財の保全	郷土資源・文化財	
			41 多様な文化・芸術活動の推進	文化・芸術	
			42 多文化共生と国際交流活動の推進	多文化共生・国際交流	
			43 平和都市活動の推進	平和活動	
			44 連帯感のあるコミュニティの形成	コミュニティ	
			45 市民主体のまちづくりの推進	協働	
			46 男女共同参画の推進	男女共同参画	
			47 的確な広報・広聴活動の推進	広報・広聴	
	48 便利な電子市役所の構築	電子市役所			
	49 適正で持続可能な財政運営	財政運営			
	50 効率的・効果的な行政運営	行政運営			
	51 広域行政の推進	広域行政			

第2節 基本方針

基本目標を実現するため、次のとおり7つの基本方針を定めます。

1 健康・福祉を育むまちづくり

誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指して、地域と連携して保健や医療、福祉サービスの充実を図ります。特に、食育を通じた健康づくり、子育て世帯や高齢者、障害のある人などにやさしい環境づくりに努めます。

2 安全な暮らしを確保するまちづくり

市民の生命・身体・財産を守り、安全な暮らしが確保されたまちを目指して、自然災害や交通事故など、あらゆる事態に備えて、市民の危機管理意識の高揚や都市基盤や設備の充実など、ソフト、ハード両面の取り組みを進めます。また、県や関係市町と連携し、安全な生活を確保するための体制づくりを強化します。

3 活力ある産業が発達したまちづくり

にぎわいと活力ある産業が発達したまちを目指して、各個店や商店街、旅行商品や特産品などの本市の魅力向上とともに、PRの強化に努めます。また、誰もが生き生きと働けるよう、農業、工業の振興に加えて、新産業の創出や企業誘致を推進します。

4 都市機能の整ったまちづくり

都市機能の整ったまちを目指して、自然と都市とが調和した良好な市街地の形成に向け、計画的な土地利用を進め、三島駅周辺の再開発事業の推進や交通基盤の整備などに努めます。また、良質な住環境の形成や魅力的な景観づくりを促進します。

5 環境を保全し継承するまちづくり

良好な環境を保全し次世代に確実に引き継いでいくため、市民の環境問題への意識を高め、資源やエネルギーの有効利用を図り、市民や事業者などの自主的な環境保全活動を促進します。また、日常生活を支え、うるおいをもたらす、豊かな水と緑の保全に努めます。

6 学びと文化を育むまちづくり

学びと文化を育み、誰もが自分らしく成長できるまちを目指して、子どもから大人まで、市民誰もがいつでもどこでも参加できる学習機会や文化・芸術、スポーツ活動の環境の充実を図ります。また、子どもの健やかな成長を見守り、すべての人が多様な文化を認め合い支えあえる地域間の交流を促進します。

7 自治システムの充実したまちづくり

自治システムが充実した市民主体のまちづくりを進めるため、自治会やNPOなどの活動を支援します。また、効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、的確な広報・広聴活動などにより、市民と行政との情報の共有化を進めます。

第3節 施策の大綱

基本方針を実現するため、次のとおり 51 項目の施策の大綱を定めます。

基本方針1 健康・福祉を育むまちづくり

1 地域が支える福祉活動の推進《地域福祉》

誰もが安心して暮らすことができるようにするため、行政と地域の連携により福祉サービスを適切に提供するとともに、地域住民がお互いに支え合い、助け合う社会を築きます。また、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

2 安心できる医療体制の確保《地域医療》

健康を保ち、安心できる医療環境を確保するため、保健・医療機関相互の連携や広域的な地域連携により、県の計画に基づく保健医療サービスの充実や救急医療の強化を図ります。

3 生涯を通じた健康づくりの推進《健康》

生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送ることができるようにするため、各種健康診査を通じた健やかな成長と生活習慣病等の予防や早期発見に努めるとともに、保健委員活動などの地域における健康づくり活動を推進します。

4 健全な心身を育む食育活動の推進《食育》

食を通じて健やかな心身と豊かな人間性を育むため、健全な食生活の実践を促進し、子どもから大人まで広く市民が食や健康の大切さを学ぶことのできる機会の充実を図ります。

5 子どもを産み育てやすい環境の整備《子育て》

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるようにするため、保育園などの保育サービスをはじめとする子育て支援体制の充実と努めるとともに、医療費助成、各種手当などの経済的支援を行います。また、子どもの安全を見守るなど、地域ぐるみで子育てを支援することができる環境づくりに努めます。

6 高齢者の生きがいと自立の支援《高齢者福祉》

高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと自立した生活ができるようにするため、社会参加などによる生きがいづくりを推進するとともに、介護予防の普及と介護保険サービスの充実を図ります。また、高齢者のための総合相談支援体制の整備に努めます。

7 障害のある人を支える環境の充実《障害者福祉》

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるようにするため、相談支援体制の充実を図り、多様な福祉サービスを提供するとともに、生活の支援や社会参加を促進する支援体制の充実と努めます。

8 暮らしを守る保険・生活保障制度の運用《国保・年金》

誰もが生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができるようにするため、国民健康保険の健全な運用を図るとともに、国民年金制度の理解の普及や生活保護制度の適正な運用に努めます。

基本方針2 安全な暮らしを確保するまちづくり

9 危機管理体制の強化《危機管理体制》

自然災害や感染症などあらゆる事態に迅速かつ的確に対応するため、全市的な危機管理体制を整えます。とりわけ、地震、風水害などでは、国・県等関係機関と連携した防災体制の確立に努めるとともに、市民の防災意識の高揚や防災活動の支援などにより、地域防災力の強化を図ります。

10 地震・水害対策の強化《地震・水害対策》

自然災害による被害を最小限に抑えるため、民間や公共施設の建築物等の耐震化を進めるとともに、河川の改良、都市下水路の適切な管理、県と連携した急傾斜地崩壊防止対策など治山・治水事業を推進します。

11 消防・救急体制の強化《消防・救急》

火災をはじめ複雑・多様化する災害と、緊急時に必要な救命措置に対応するため、市民の防火や救命意識等を高めるとともに、迅速、的確に対応できる地域に密着した消防、救急・救助体制の充実・強化に努めます。また、県や関係市町と新たな広域消防救急体制への移行を図るための協議を進めます。

12 交通安全の推進《交通安全》

交通事故のない安全な社会を実現するため、関係団体と連携した活動を通じて交通安全意識の高揚を図り、交通ルール・マナーが守られるように努めるとともに、交通安全施設の整備、放置自転車対策等、交通環境の改善に取り組みます。

13 犯罪防止活動の推進《防犯》

犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、市民の防犯意識の向上や地域ぐるみの防犯活動の推進を図るとともに、防犯灯などの設備充実に努めます。

また、犯罪被害者等を支援するため、相談窓口など支援体制の充実に努めます。

14 賢い消費者の育成《消費生活》

市民が安心して消費生活を送ることができるようにするため、消費者トラブルを防止し、消費者として責任と自覚をもって行動できる賢い消費者の育成に努めます。

基本方針3 活力ある産業が発達したまちづくり

15 にぎわいある商業・商店街の振興《商業・商店街》

商業を活性化させ、にぎわいのある商店街づくりを進めるため、空き店舗対策をはじめ、商店の誘致に努めるなど、求心力のある中心市街地の活性化を進めるとともに、各個店や商店街の魅力を向上させ、歩いて楽しめる商店街づくりを進めます。

16 魅力ある観光の推進《観光》

観光の魅力を高め、誘客と交流によりまちを活性化させるため、旅行業者や関係団体等との連携強化に努めます。また、富士・箱根・伊豆などの近隣市町と連携した旅行商品の開発や、外国旅行者の誘客などを通じた広域滞在型の観光地を目指し、多くの人々が繰り返し訪れ、ゆっくり楽しんでもらえるような観光立市に向けた取り組みを進めます。

17 特色ある特産品の創出と活用《特産品》

本市の魅力を全国に発信し、産業を活性化させるため、農商工連携のもと、地場農産物や農産物加工品、工芸品、うなぎ料理などの特産品の発掘や地域ブランド化に努めるとともに、販売の促進やPRを進めます。

18 地域の特性を生かした農業の振興《農業》

地域農業の活性化を図り、安全・安心で新鮮な農産物を安定的に供給するため、農業の担い手を育成し、耕作放棄地の解消に努め、農産物のブランド化を目指した取り組みを進めます。また、農業と地場農産物への市民の理解と関心を高め、地産地消・旬産旬消を推進します。

19 活力ある工業振興と新産業の創出《工業・新産業》

活力ある工業の振興と特色ある新産業を創出するため、既存の中小企業の体質強化を図り、医学、看護学、工学の連携によるファルマバレープロジェクトを進めるとともに、異業種交流・連携による新産業の創出に努めます。

20 企業誘致の推進《企業誘致》

新たな税収の確保、地域雇用の創出等を図るため、立地の優位性や優遇制度を活用した企業誘致に取り組むとともに、地元既存企業の定着を推進します。また、継続的な誘致対策として新工業団地の創出に努めます。

21 良好な就労環境と雇用の確保《経営・勤労者支援》

事業者の経営安定と勤労者の福祉向上を図るため、事業者の経営基盤の強化を支援するとともに、勤労者に対する住宅や教育に関する融資制度や福利厚生の実施に努めます。

また、就労意欲のある人々の働く場所を確保するため、国や県、関係機関と連携して雇用対策を進めます。

基本方針4 都市機能の整ったまちづくり

22 秩序ある計画的な土地利用の推進《土地利用》

計画的な土地利用により、秩序あるまちづくりを進めるため、自然環境と都市環境とが調和した、良好な市街地の形成と適正な土地利用への誘導を図ります。

23 快適な市街地の形成《市街地整備》

快適な都市環境の創出を図り、均衡のとれた市街地を形成するため、三島駅南北自由通路や電線類地中化により安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、三島駅南口周辺の再開発を進め、市街地の活性化とにぎわいの創出を図ります。

24 安全で円滑な道路網の整備《道路》

広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図る道路網を形成するため、近隣市町と連携し、計画的な幹線道路の整備を進めます。また、日常生活に不可欠な安全で快適な生活道路の改善に努めます。

25 利用しやすい公共交通の充実《公共交通》

公共交通機関を利用して、誰もが快適な移動ができるようにするため、バス路線の確保と利便性の高いコミュニティバスの運行及び鉄道事業者等に増発、増便の働きかけを行うとともに、公共交通の利用者の増加に向けた取り組み等を進めます。また、公共交通における移動円滑化と利便性向上のための環境整備に努めます。

26 良質な住環境の形成《住環境》

誰もが安心して快適な住生活を送ることができるようにするため、良質な住宅ストックの形成に努めるとともに、高齢者や子育て世帯等が生活しやすい住宅支援を進めます。

27 おいしい水道水の安定供給《上水道》

将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給するため、運営基盤の強化を図るとともに、水道施設の計画的な更新や適正な維持管理に努めます。

28 美しい景観の保全と形成《景観》

三島ならではの自然や歴史、文化を活かした良好なまち並みを形成するため、地域の優れた資源を活用し、魅力的な景観づくりを進めるとともに、景観形成の基準などに基づいたまち並みの形成や眺望の保全に努めます。

基本方針5 環境を保全し継承するまちづくり

29 地球温暖化防止活動の推進《地球環境》

かけがえのない地球環境を守り、良好な環境を次世代に引き継いでいくため、資源エネルギーの有効利用をはじめ、地球温暖化防止対策を推進するとともに、環境教育の充実により、市民の地球環境保全の意識の向上を図ります。

30 自然環境に配慮した生活環境の保全《生活環境・自然環境》

多様な生命が育まれる自然環境や、健全な生活環境を保全するため、大気、水質などの身近な環境を監視します。また、市民や事業者の自主的活動を支援するとともに、自然保護意識の啓発に努め、環境保全活動を推進します。

31 循環型社会の形成《ごみ・リサイクル》

限りある資源を大切にし、環境にやさしい清潔なまちづくりを進めるため、ごみの減量化や資源化をさらに進め、持続的なごみの適正処理と効率的な施設の維持管理を行ない、地域の環境美化の向上や衛生の確保に努めます。

32 健全な森林・水資源の保全《森林・水資源》

森林のもつ治山・治水や水源かん養などの公益的機能の向上を図るため、市民の協力を得て間伐・放置竹林対策などを進めるほか、森林の環境整備等により健全な森の育成に努めます。また、水資源を確保するため、周辺市町に協力と理解を求め連携しながら、節水など合理的な水利用の推進及びかん養に努めます。

33 緑と水辺空間の保全と創出《緑・水辺空間》

緑と水を生かした潤いとやすらぎのある生活環境を創出するため、憩いの場となる公園・緑地の整備や市街地の緑化を進めるほか、清らかな水辺環境の適正な管理に努めます。また、市民の貴重な財産である楽寿園を後世に引き継ぐため、豊かな緑と文化的な価値の保全を図るとともに、誰からも愛される施設の魅力の向上に努めます。

34 生活排水処理の推進《生活排水》

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道の効率的な整備や適正な施設管理に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。

基本方針6 学びと文化を育むまちづくり

35 豊かな人間性と確かな学力の向上《幼稚園・小中学校教育》

豊かな感性と、確かな学力を持つ心身ともに健康な子どもを育成するため、心の教育や信頼される幼稚園・小中学校づくり等を通して教育力の向上に努めます。また、子どもたちが安全、安心に教育を受けることができる環境を整備します。

36 青少年の健全育成の推進《青少年》

次世代を担う青少年の健やかな育成を図るため、リーダー養成や青少年の主体的な活動を支援するとともに、家庭や地域、学校との連携を強化し、教育相談や指導体制、自然体験を通じた学習交流の場や機会の充実を図り、良好な育成環境の整備に努めます。

37 生きがいとなる生涯学習の推進《生涯学習》

生涯にわたる学習を通じて自らを高め、生きがいある生活を送ることができるようにするため、いつでも、どこでも自由に学ぶことができる学習機会の提供に努めるとともに、その成果を様々な形で生かすことができる活動を支援します。

38 知識と情報の拠点としての図書館の充実《図書館》

地域の情報拠点として市民の暮らしを支援するため、多様な資料を収集・保存し、必要とする情報を提供できるよう図書館機能の充実を図ります。また、誰もが本に親しむよう読書の普及に努めます。

39 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進《スポーツ・レクリエーション》

生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らすことができるようにするため、スポーツ団体や地域、学校、企業との協働により、誰もが気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及を図るとともに、施設の充実に努めます。

40 郷土資源の継承と文化財の保全《郷土資源・文化財》

郷土への愛着心を高め、伝統芸能や文化財を後世に引き継ぐため、後継者の育成に努めるとともに、郷土の貴重な遺産である文化財の保護・保存を進め、郷土資料等の展示や施設の充実に努めます。

41 多様な文化・芸術活動の推進《文化・芸術》

文化・芸術活動を通して豊かな感性と創造性を育むため、多彩な文化・芸術に接することができる機会の提供や施設の充実に努めるとともに、市民の文化芸術活動を支援します。

42 多文化共生と国際交流活動の推進《多文化共生・国際交流》

国籍を問わず、すべての人が互いの文化を認め合い、共に暮らしやすい社会を実現するため、外国籍市民相談の充実をはじめ、地域での交流を進めるなど、暮らしやすさの支援に努めます。また、市民の国際理解を深めるため、関係団体等と連携し、姉妹都市や友好都市との交流を進めます。

43 平和都市活動の推進《平和活動》

世界の恒久的な平和を実現するため、世界唯一の被爆国であるわが国で、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さを見つめ直し、誰もが平和を希求する心を持ち続けるよう平和都市活動を推進します。

基本方針7 自治システムの充実したまちづくり

44 連帯感のあるコミュニティの形成《コミュニティ》

市民の主体的な活動によって、お互いが支え合う住みよい地域社会を形成するため、コミュニティの意識づくりを推進します。

また、自治会活動が円滑に進むようにするため、交流の促進や指導者の育成を支えるとともに、活動の拠点となる施設の整備を支援します。

45 市民主体のまちづくりの推進《協働》

市民の自主的な社会貢献活動を一層活発にするため、ボランティアやNPO団体の活動を支援します。また、協働による市民主体のまちづくりを進めるため、活動に必要な情報の共有化に努め、まちづくりへの参画意識の高揚に努めます。

46 男女共同参画の推進《男女共同参画》

男女が互いの人権を尊重し合い、個性と能力を發揮しながら支え合っている社会を実現するため、男女平等の意識づくり、職場づくり、家庭環境づくりを推進するとともに、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。

47 的確な広報・広聴活動の推進《広報・広聴》

行政情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、市民の意見を市政に生かすため、迅速で正確な情報の提供を進め、行政の説明責任を果たすとともに、多くの媒体や機会を通じた情報交換や広聴活動に努めるなど、市民に開かれた行政を推進します。

48 便利な電子市役所の構築《電子市役所》

情報通信技術（ICT）の活用により市民サービスを向上させるため、情報セキュリティに十分な配慮を講じたうえで、証明書交付方法の充実をはじめ、インターネットを通じた的確な行政情報の提供、電子申請の利用拡大、市民との協働による地域情報の受発信などを推進します。

49 適正で持続可能な財政運営《財政運営》

中長期的視野に基づき、様々な行政課題に的確に対応するため、歳入の根幹をなす市税の適正、公平な負担の確保や公有財産の適正な管理を図るとともに、公共事業のコスト削減や質の向上、民間活力の活用にも努めるなど、将来的な財政負担を見極めながら、持続可能な財政運営を図ります。

50 効率的・効果的な行政運営《行政運営》

無駄のない、効率的な行政運営を進めるため、総合計画に基づき、効果的な行政評価の運用や事務処理の簡素・合理化、行政課題に対応する弾力的な組織づくりや組織が活性化するための適正な人事管理に努めます。

51 広域行政の推進《広域行政》

市域を越えた広域的なまちづくりや行政課題に対応するため、近隣市町との連携を強化し、住民ニーズや社会環境の変化を的確に捉えたより質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、道路整備や河川改修など国や県が事業主体となる事業について、関係機関・団体との連携を深めながら各事業の早期実現を図ります。

第7章 計画の推進のために

基本構想に基づき、計画全体を効果的に進めていくための基本的な考え方や留意すべき事項を示し、将来都市像の実現を目指します。

1 協働

新たな施策を効果的に展開し、様々な課題を解決していくためには、市民、NPO、事業者などとパートナーシップを結ぶとともに、幅広く市民の意見を聞くなど、より一層の協働の取り組みが必要です。全国に先駆け実践してきた協働の実績と経験を踏まえ、各施策の計画の推進に当たって、協働の考え方をこれまで以上に重視し、将来都市像の実現を目指します。

2 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの理念に基づき、年齢、性別、身体、国籍などの違いを超えて、誰もが快適に暮らせるよう配慮しながら将来都市像の実現を目指します。

3 情報公開、説明責任

積極的な情報公開に努めるとともに説明責任を十分に果たしていくことで市民主体のまちづくりを推進し、将来都市像の実現を目指します。

4 地域主権の行政運営

地域主権体制への転換が求められるなか、自治体自らの責任において自立した行政運営を進めていくため、時代の変化に対応した柔軟な政策形成と経営の視点を導入した効率的な行財政運営に努めながら、将来都市像の実現を目指します。

5 計画の運営方法

計画に掲げる各施策を実現させるため、財政計画との整合性を図り、財源を担保するとともに、行政評価と連動させることで、施策の効果や効率性を検証しながら、行政サービスを行う行政運営の仕組みを取り入れ、将来都市像の実現を目指します。